

公益社団法人木曾三川水源造成公社オフセット・クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益社団法人木曾三川水源造成公社（以下「公社」という。）が、公社造林地で取得した J-VER 及び J-クレジット（以下「オフセット・クレジット」という）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(購入の申込み)

第2条 公社オフセット・クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、購入申込書（様式1号）及び誓約書（様式2号）を理事長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体
 - (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体
 - (3) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体
- 2 理事長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社オフセット・クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。
- 3 申込みは、1トン (t-CO₂) 単位で行うものとし、最低販売数量は1トン (t-CO₂) とする。

(購入者の決定)

第3条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容について審査のうえ、申込先着順に購入者を決定する。

(契約の締結)

第4条 理事長は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書（別記「オフセット・クレジット売買契約書」2様式（公社無効化型、買受人無効化型））を作成し、契約者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第5条 購入者は、公社オフセット・クレジットの売買代金を理事長が発行する納入通知書（様式3号）により、指定する期日までに納入するものとする。

(公社オフセット・クレジットの移転・無効化)

第6条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システム（J-VER・J-クレジット制度に基づき発行されるオフセット・クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について電子的に記録したものをいう。）の操作により、公社の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、購入した数量の公社オフセット・クレジットの移転を行うものとする。ただし、購入者が J-クレジット登録簿システムにおける口座を持たない、若しくは、公社による公社オフセット・クレジットの無効化を求める場合においては、公社は、自らの保有口座にある公社オフセット・クレジットの内、購入者へ販売した公社オフセット・クレジットの無効化を行うものとする。

(裁判管轄)

第7条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岐阜県美濃市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 6月 1日から施行する。